

南伊豆町公共交通の概要について

1 交通ネットワークの状況

(1) タクシー

町内にはタクシー営業所がなく、伊豆東海タクシー株式会社の協力のもと、下田営業所より南伊豆町内へ配車されている。

(2) バス

バスの種類	運行主体	内 容
路線バス	事業者	バス事業者が営業として運行している路線
地域間幹線バス	事業者	複数地域をまたがる広域的な移動を支える基幹路線で、不採算ながら国から補助金を受けて維持されている重要な生活路線（下田石廊崎線）（下田下賀茂線）
自主運行バス	町	市町村が主体的に計画し、以下の方法により運行するバス <u>①町がバス事業者に委託して運送を行う乗合バス</u> ・ 撤退する路線バスについて住民が必要としている場合に運行する路線 <u>②自家用有償旅客運送バス（なのはな号）</u> ・ 町が自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う自家用自動車を使用した有償旅客運送（道路運送法 79 条） ・ 公共交通空白地を定時定路線で運行している。

2 南伊豆町の交通関連データ推移

(1) 町内人口・世帯情報

項目	S63	H19	R 3	R 7
人口	11,327	9,986	7,941	7,259 ^{*1}
世帯	3,569	4,024	3,903	3,782 ^{*1}
自動車保有台数	6,717 (1.9/世帯)	7,980 (2.0/世帯)	7,206 (1.8/世帯)	6,987 ^{*1} (1.8/世帯)
小売業(店舗)	247	159	102	93 ^{*2}

^{*1} 令和7年度南伊豆町町勢要覧より ^{*2} 経済センサス活動調査より（令和3年最新）

(2) 自主運行バス利用実績



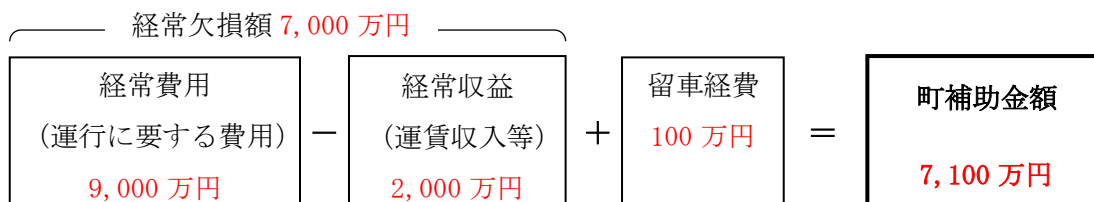
(令和7年度は実績見込み)

3 自主運行バス事業に係る費用

(1) 南伊豆町自主運行バス運行事業補助金

例年5月から6月にかけて乗降調査を実施し、調査結果をもとに算出した自主運行バス事業に伴う経常欠損額及び留車に係る経費を、バス事業者に補助金として支出。

(例) 経常欠損額 7,000 万円、留車に係る経費 100 万円の場合



【財源の内訳】

県補助金* (経常費用の 9/20 または欠損額のいずれか小さい方×0.5) $9,000 \text{ 万} \times 9/20 \times 0.5$ $\approx 2,000 \text{ 万円}$	特別交付税 (県補助金を除いた額の 80%措置) $(7,100 \text{ 万} - 2,000 \text{ 万}) \times 0.8$ $= 4,000 \text{ 万円}$	町自主財源 1,100 万円
--	--	--------------------------

※実際の県補助金は平均乗車密度や補正係数による計算がなされる。

4 公共交通に係るその他補助事業

(1) 南伊豆町高等学校等バス通学費補助事業（所管：教育委員会事務局）

概要 要：高等学校等にバス及び電車を利用して通学する生徒を扶養する保護者の経済的負担の軽減及び路線バスや電車の利用促進を目的とし、通学定期券の購入補助を実施する。

補助内容：定期券の購入費用の2分の1を補助する。

補助対象者：南伊豆町に住所を有し、高等学校等に就学する生徒で、中学校卒業後3年以内の生徒（定時制の場合は卒業後4年以内の生徒）

その他：電車利用に係る補助を、令和5年度から追加した。

(実績)

年度	利用者数 (人)	国補助金 (千円)	県補助金 (千円)	町補助金 (千円)
R 4	759(延)	0	382	13,247
R 5	703(延)	0	382	13,705
R 6	526(延)	0	359	12,577

(2) 南伊豆町立小中学校児童生徒の通学費補助（所管：教育委員会事務局）

概要 要：通学距離が遠距離の者及び地理的または社会的特殊事情の地区の者に対し、通学費を町が補助することにより、保護者の負担を軽減し通学の恒久的安定を図る。

補助内容：児童及び生徒にバス定期券又は回数券を交付する。

補助対象者：通学距離2km以上の児童（小学生）、通学距離6km以上の生徒（中学生）、通学路が地理的または社会的特殊事情の地区の児童及び生徒

その他：令和8年度より、中学生の補助対象通学距離について6km⇒4kmへ条件緩和予定（中学校統合に伴う緩和措置）

(実績)

年度	利用者数 (人)	国補助金 (千円)	県補助金 (千円)	町補助金 (千円)
R 4	定期券：488(延) 回数券：76(延)	0	0	12,676

R 5	定期券：483(延) 回数券：27(延)	0	0	11,420
R 6	定期券：454(延) 回数券：46(延)	0	0	12,947

※回数券は、遠距離通学者で学童保育を利用するなど片道利用の児童。

(3) へき地患者輸送事業（所管：健康増進課） ※昭和 42 年度開始

概 要：準無医療地区について、へき地の患者を最寄りの医療機関まで輸送することにより、へき地における住民の医療を確保する。

補助内容：地域の患者の移動支援

補助対象者：準無医療地区の患者

(実績)

年度	利用者数 (人)	国補助金(千円)	県補助金(千円)	町補助金(千円)
R 4	216	0	382	0
R 5	178	0	382	0
R 6	130	0	359	0

(4) 南伊豆町高齢者通院バス料金助成事業（所管：福祉介護課）

概 要：共立湊病院の移転に伴い、下田メディカルセンターまでの通院に要する交通費の一部を助成することにより、負担軽減及び早期治療を促進し、安心して生活できる環境整備を図る。

補助内容：1回の通院に要したバス料金の半額を助成する。バス料金が2,000円を超えた場合は、バス料金から1,000円差し引いた金額を助成する。

補助対象者：65歳以上の町民。付添いは1名まで対象

(実績)

年度	利用者数 (人)	国補助金 (千円)	県補助金 (千円)	町補助金 (千円)
R 4	27	0	0	103
R 5	36	0	0	77
R 6	34	0	0	83

(5) 南伊豆町重度障害者タクシー利用料金助成事業（所管：福祉介護課）

概 要：町内の手帳所持者のタクシー賃走基本料金を助成する。

補助内容：1回の乗車につき中型及び小型タクシー賃走基本料金相当額をタクシー事業所に支払う。※基本料金・・・初乗り料金

補助対象者：身体障害者手帳1・2級、療育手帳A

(実績)

年度	利用者数 (人)	国補助金 (千円)	県補助金 (千円)	町補助金 (千円)
R 4	7	0	0	17
R 5	5	0	0	22
R 6	5	0	0	14

(6) 南伊豆町ボランティアによる高齢者の外出支援（訪問型サービスD）

（所管：包括支援センター） ※令和3年度開始

概 要：町有車を使用した買い物の支援を行う。買い物中の付き添いや荷物を持つ等の支援の他、車両乗降時の見守りも実施している。

補助内容：要支援1・2対象者の買い物や通院等の移動支援

補助対象者：要支援1・2対象者

そ の 他：令和5年度から、個人ボランティアでの支援は訪問型サービスB、町有車を使用した買い物については訪問型サービスDで対応。

（実績）

年度	利用者数 (人)	国補助金 (千円)	県補助金 (千円)	町補助金 (千円)
R 4	27	0	0	600
R 5	30	0	0	600
R 6	5	0	0	240

(7) 南伊豆町ボランティアによる高齢者の外出支援（訪問型サービスB）

（所管：包括支援センター）

概 要：個人ボランティアの車両を使用した買い物や通院等の支援を生活支援と一体的に実施。買い物中の付き添いや荷物を持つ等の支援の他、車両乗降時の見守りやゴミ捨て等も実施している。

補助対象者：事業対象者、要支援1・2

（実績）

年度	利用者数 (人)	国補助金 (千円)	県補助金 (千円)	町補助金 (千円)
R 4				
R 5	16	0	0	360
R 6	19	0	0	276